

貳 亞太地區

關於訪問販賣等之法律

(昭和 51.6.4 法五七公布，平成 8 法四四修改)

陳洗岳* 譯

第一章 總則

(目的)

第一條 本法之目的在於，藉公平化關於訪問販賣、通信販賣、電話勸誘販賣之交易及多層次傳銷交易，防止購買人等可能受到之損害，以保護購買人等之利益，同時適正圓滑化商品等之流通及服務之提供，進而有助國民經濟的健全發展。

第二章 訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣

第一節 定義

(定義)

第二條 本章及第十八條之二所稱「訪問販賣」，係指如下之

* 譯者為日本東京大學法學博士，現任國立政治大學法律學系助理教授。

○訪問販売等に関する法律

昭 51.6.4 法五七公布
平 8 法四四改正

▽訪問販売等に関する法律施行令

▽訪問販売等に関する法律施行規則

第一章 總則

(目的)

第一條

この法律は、訪問販売、通信販売及び電話勸誘販売に係る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勸誘販売

第一節 定義

(定義)

第二條

この章及び第十八條の二において「訪問販売」

情形。

- 一、販賣業者或經營服務提供之事業者(以下稱「服務提供事業者」)，於營業所、代理店及其他以通商産業省令所定之場所(以下稱「營業所等」)以外之場所，接受買賣契約之要約、或以締結買賣契約之方式為指定商品或指定權利之販賣、或有償地接受服務提供之契約(以下稱「服務提供契約」)的要約、或以締結提供服務契約之方式提供指定之服務。
 - 二、販賣業者或服務提供事業者，於營業所等，接受於營業所等外之場所招呼並使同行至營業所等之人或其他以政令指定之方法誘引之人(以下稱「特定顧客」)的買賣契約的要約、或與特定顧客以締結買賣契約之方式為指定商品或指定權利之販賣、或接受特定顧客對服務提供契約的要約、或與特定顧客以締結服務提供契約之方式提供指定服務。
- ②本章及第十八條之二所稱「通信販賣」，係指販賣業者或服務提供事業者以郵件或其他通商産業省令所定之方法(以下稱「郵件等」)，接受買賣契約或服務提供契約之要約，為指定商品或指定權利之販賣、或指定服務之提供，且非該當於電話勸誘販賣者。
 - ③本章及第十八條之二所稱「電話勸誘販賣」，係指販賣業者或服務提供事業者以打電話，或以政令所定之方法使人打電話，於電話中進行為締結買賣契約

とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者(以下「役務提供事業者」という。)が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う指定役務の提供
 - 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者(以下「特定顧客」という。)から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う指定役務の提供
- ②この章及び第十八条の二において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であって電話勸誘販売に該当しないものをいう。
 - ③この章及び第十八条の二において「電話勸誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話を

或務提供契約之勸誘（以下稱「電話勸誘行為」），並以郵件等方式接受對方（以下稱「電話勸誘顧客」）對該買賣契約之要約、或以郵件等與電話勸誘顧客締結該買賣契約之方式為指定商品或指定權利之販賣、或以郵件等接受電話勸誘顧客對該服務提供契約之要約、或以郵件等與電話勸誘顧客締結該服務提供契約之方式為指定服務之提供。

- ④本章及第二十一條所稱「指定商品」，係指事關國民日常生活之交易中被販賣之物品，且以政令指定者。「指定權利」，係指利用設施或接受服務提供之權利中，事關國民日常生活之交易而被販賣，且以政令指定者。「指定服務」，係指於事關國民日常生活交易中，有償地被提供之服務，且以政令指定者。

第二節 訪問販賣

（訪問販賣之氏名等の明示）

第三條 販賣業者或服務提供事業者為訪問販賣時，必須對相對人明示販賣業者或服務提供事業者之氏名或名稱，及商品或權利或服務的種類。

（訪問販賣之書面的交付）

第四條 販賣業者或服務提供事業者於營業所等以外之場所，接受對指定商品或指定權利之買賣契約的要

かけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勸誘（以下「電話勸誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勸誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勸誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勸誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勸誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。

- ④この章及び第二十一条において「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものをいう。

第二節 訪問販売

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及び商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（訪問販売における書面の交付）

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利に

約、或接受對指定服務之服務提供契約之要約，或於營業所接受特定顧客對指定商品或指定權利之買賣契約的要約、或接受指定服務之服務提供契約的要約時，必須即時依以通商產業省令所定，就下列事項將載有要約內容之書面交付予要約人。但於接受要約時，締結該買賣契約或服務提供契約者，不在此限。

- 一、商品或權利之販賣價格、或服務之對價
- 二、商品或權利之價金、或服務之對價的支付時期及方法
- 三、商品之交付時期或權利之移轉時期、或服務之提供時期
- 四、依第六條第一項規定之關於買賣契約或服務提供契約之要約的撤回、或買賣契約或服務提供契約之解除的事項（含同條第二項至第七項規定之相關事項）
- 五、除以上各款所示者外，其他以通商產業省令所定之事項

第五條

販賣業者或服務提供事業者有該當下列各款情形之一者，除次項規定之情形外，應無遲延（該當前條但書規定者，應即時）地依以通商產業省令所定，

つき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 第六條第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同條第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五條

販売業者又は役務提供事業者は、次の各号の一に該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、通商産業省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契

就同條各款事項（關於同條第四款之事項，限於買賣契約或服務提供契約之解除的相關事項），將載明買賣契約或服務提供契約內容之書面交付予購買人或接受服務之提供者。

- 一、於營業所等以外之場所，締結指定商品或指定權利之買賣契約（於營業所接受特定顧客以外之顧客的要約，並於營業所等以外之場所，締結買賣契約或服務提供契約者，不在此限）。
- 二、於營業所等以外之場所，接受指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約的要約，並於營業所等締結買賣契約或服務提供契約。
- 三、於營業所等，與特定顧客締結指定商品或指定權利之買賣契約、或締結指定服務之服務提供契約販賣業者或服務提供事業者，於該當前項各款情形之一，締結買賣契約或服務提供契約，並交付指定商品、移轉指定權利或提供指定服務，且受領指定商品、指定權利之全部價金或指定服務之全部對價者，應即時地依以通商產業省令所定，將載有前條第一款之事項及同條第四款之事項中關於買賣契約或服務提供契約之解除的事項及其他以通商產業省令所定事項之書面，交付予購買人或接受服務之提供者。

約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき(営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。)
 - 二 営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
 - 三 営業所等において、特定顧客と指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき。
- ②販売業者又は役務提供事業者は、前項各号の一に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受け

(禁止行為)

第五條之二 販賣業者或服務提供事業者，於勸誘訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之締結時，或為妨害訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除，就關於該買賣契約或該服務提供契約之事項，其具有足以影響顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要性者，不得為不實告知之行為。

- ② 販賣業者或服務提供事業者，不得以威迫及使人為難之行為，使締結訪問販賣之買賣契約或服務提供契約，或妨害涉及訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除。

(指示)

第五條之三 主管機關認販賣業者或服務提供事業者違反第三條至前條之規定、或有下列所示行為，致有害訪問販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞時，得指示該販賣業者或服務提供事業者採取必要的措施。

- 一、拒絕履行或不當遲延因訪問販賣之買賣契約或服務提供契約所生債務之全部或一部、或因訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之解除所生債務之全部或一部者。

る者に交付しなければならない。

(禁止行為)

第五條の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- ② 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(指示)

第五條の三 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

- 二、販賣業者或服務提供事業者，於勸誘訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之締結時，或為妨害訪問販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除，就關於該買賣契約或服務提供契約之事項，其具有足以影響顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要性者，故意不告知事實者。
- 三、以上二款所示者外，其他以通商産業省令所定有關訪問販賣之行為，且其有妨害訪問販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者。

(業務之停止等)

第五條之四 主管機關認販賣業者或服務提供事業者違反第三條至第五條之二之規定、或前條各款所示行為中，顯著地有害訪問販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者、或販賣業者或服務提供事業者不遵從依同條規定之指示時，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或服務提供事業者停止有關訪問販賣業務之全部或一部。

- ② 主管機關依前項規定為命令時，必須公布其意旨。

(訪問販賣之要約的撤回等)

第六條 販賣業者或服務提供事業者於營業所等以外之場所，接受對指定商品（由販賣業者與購買人經相當

- 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勸誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

(業務の停止等)

第五條の四 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条から第五条の二までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- ② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第六條 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において指定商品(その販売条件に

期間交渉販賣條件者，為一般之交易型態的商品，不含於以政令所定之指定商品。於本項中，以下同。)、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約，或販賣業者或服務提供事業者於營業所等，接受特定顧客對指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約，或販賣業者或服務提供事業者於營業所等以外之場所，締結指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約（不含於營業所等接受要約，並於營業所等以外之場所締結買賣契約或服務提供契約之情形。）、或販賣業者或服務提供事業者於營業所等，與特定顧客締結指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約等情形，提出要約者、購買人或接受服務提供者（於本條中，以下稱「要約人等」），除以下所示之情形外，得以書面撤回該買賣契約或服務提供契約之要約，或解除該買賣契約或服務提供契約（於本條中，以下稱「要約之撤回等」）。

- 一、由要約人等受領第五條之書面之日（已於該日前受領第四條之書面者，為受領該書面之日）起算，已經過八日者。

ついでに交渉が販賣業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販賣業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販賣業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販賣業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

- 一 申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起

- 二、要約人等已受領第四條或第五條之書面時，該商品為指定商品且因使用或部分消費將有顯著地減少其價額之虞，而該以政令所定之物已被使用、或其全部或一部已被消費者。
- 三、第五條第二項規定之情形，該買賣契約之指定商品或指定權利之價金、或該服務提供契約之指定服務之對價的總額，未達政令所定之金額者。
- ②要約之撤回等，於發出關於要約之撤回等之書面時，生其效力。
- ③於要約之撤回等之情形，販賣業者或服務提供事業者，不得請求因要約之撤回等所生之損害賠償或請求支付違約金。
- ④於要約之撤回等之情形，買賣契約之商品已交付或權利已移轉者，其取回或返還所需之費用，由販賣業者負擔。
- ⑤於服務提供契約或指定權利之買賣契約之要約之撤回等情形，即使依該服務提供契約之服務已被提供、或因該權利之行使致設施已被利用或服務已被提供，服務提供事業者或指定權利之販賣業者，不得對要約人等請求支付基於該服務提供契約所提供之服務的對價及其他金錢、或相當於因行使該權利所得利益之金錢。

- 算して八日を経過したとき。
- 二 申込者等が第四条又は第五条の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。
- 三 第五条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- ②申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を發した時に、その効力を生ずる。
- ③申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- ④申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- ⑤役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することがで

- ⑥於服務提供契約之要約之撤回等情形，服務提供事業者就該服務提供契約已受領金錢者，應迅速返還其予要約人等。
- ⑦服務提供契約或指定權利之買賣契約的要約人等，就該服務提供契約或買賣契約為要約之撤回等時，因隨該服務提供契約或該指定權利提供之服務，致要約人等之土地、建物或其他工作物之現狀發生變更者，得對該服務提供事業者或該指定權利之販賣業者，請求其無償地採取為回復原狀之必要措施。
- ⑧違反以上各項之規定為不利於要約人等之特約，無效。

(因訪問販賣之契約的解除等所生損害賠償等之金額的限制)

第七條 販賣業者或服務提供事業者締結該當於第五條第一項各款之一的買賣契約或服務提供契約者，於該買賣契約或服務提供契約被解除時，即有損害賠償額之預定或違約金之規定，不得向購買人或接受服務提供者請求支付超過合於下列各款所示情形之所定金額，及依法定利率加算之遲延損害金金額之額度的金錢。

- 一、該商品或該權利被返還之情形該商品之通常的使用費用或相當於因行使該權利所得之通常利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價

きない。

- ⑥役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- ⑦役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現況が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販賣業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
- ⑧前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第七條

販賣業者又は役務提供事業者は、第五條第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法廷利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格

格扣除該商品或該權利被返還時之價額，其額度超過通常之使用費用額或相當於因行使該權利所得之通常利益之金額者，其價格之差額)。

- 二、該商品或該權利未被返還之情形相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
- 三、該服務提供契約之解除後於該服務開始提供之情形相當於所提供之該服務之對價的金額。
- 四、該商品之交付、該權利之移轉或該服務之提供開始前，該契約被解除之情形為締結及履行契約之通常的必要費用

②販賣業者或服務提供事業者締結該當於第五條第一項各款之一的買賣契約或服務提供契約者，於該買賣契約之價金或該服務提供契約之對價的全部或一部の支付義務未被履行時(不含買賣契約或服務提供契約被解除之情形)，即有損害賠償額之預定或違約金之規定，不得向購買人或接受服務提供者請求支付超過由該商品或該權利之販賣價格或相當於該服務之對價扣除已支付之該商品或該權利之價金或該服務之對價之金額，及依法定利率加算之遲延損害金金額之額度的金錢。

に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額度指定るときは、その額)

- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

②販売業者又は役務提供事業者は、第五條第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第三節 通信販賣

(通信販賣之廣告)

第八條 販賣業者或服務提供事業者從事通信販賣，就指定商品、指定權利之販賣條件或指定服務之提供條件為廣告時，依以通商產業省令所定，必須於廣告中表示關於該商品、該權利或該服務之下列事項。但，於廣告中表示，將依請求無遲延地交付記載有該等事項之書面之意旨者，販賣業者或服務提供事業者，依以通商產業省令所定，得不表示該等事項之一部分。

- 一、商品、權利之販賣價格或服務的對價（販賣價格不含商品之運送費用者，其販賣價格及商品之運送費用）。
- 二、商品、權利之價金或服務之對價的支付時期及方法。
- 三、商品之交付時期、權利之移轉時期或服務之提供時期。
- 四、關於商品之交付或權利移轉後之取回或返還之特約事項（無此特約者，其意旨）。
- 五、以上各款所示者外，其他以通商產業省令所定之事項。

(通信販賣之承諾等的通知)

第九條 販賣業者或服務提供事業者，就指定商品、指定權利或指定服務，先於該商品之交付、該權利之移轉

第三節 通信販売

(通信販売についての広告)

第八條 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、通商産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその引取り又は返還についての特約に関する事項（その特約がない場合には、その旨）
- 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(通信販売における承諾等の通知)

第九條 販売業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又

或該服務之提供，受領由對買賣契約或服務提供契約提出要約者所支付之該商品、該權利之代金或該服務之對價之全部或一部，而為通信販賣之情形，於以郵件等接受對該商品、該權利或該服務之買賣契約或服務提供契約之要約、且受領該商品、該權利之代金或該服務之對價之全部或一部時，應無遲延地依通商產業省令所定，以書面通知對該要約是否承諾之意旨（受領前已通知要約人是否承諾其要約者，其意旨）及其他通商產業省令所定之事項。但，受領該商品、該權利之代金或該服務之對價之全部或一部後，即無遲延地送交該商品、移轉該權利或提供該服務者，不在此限。

(指示)

第九條之二 主管機關於販賣業者或服務提供事業者違反前三條之規定時，如認其有害通信販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者，得指示該販賣業者或服務提供事業者採取必要之措施。

(業務之停止等)

第九條之三 主管機關認販賣業者或服務提供事業者違反第八條至第九條之規定，其顯著地有害通信販賣之交易的

は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

第九條之二 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が前三條の規定に違反した場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第九條之三 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第八條から第九條までの規定に違反し

公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者、或販賣業者或服務提供事業者不遵從依前條規定之指示時，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或服務提供事業者停止有關通信販賣業務之全部或一部。

② 主管機關依前項規定為命令時，必須公布其意旨。

第四節 電話勸誘販賣

(電話勸誘販賣之氏名等的表示)

第九條之四 販賣業者或服務提供事業者為電話勸誘販賣時，必須對相對人表明販賣業者或服務提供事業者之氏名或名稱、進行勸誘者之氏名、商品或權利或服務之種類及其係為勸誘締結買賣契約或服務提供契約之電話。

(對表示不欲締結契約意思者之勸誘的禁止)

第九條之五 對於表示不欲締結電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之意思者，販賣業者或服務提供事業者不得勸誘締結該買賣契約或該服務提供契約。

(電話勸誘販賣之書面的交付)

第九條之六 販賣業者或服務提供事業者以電話為勸誘行為，並

た場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が前条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四節 電話勸誘販売

(電話勸誘販売における氏名等の明示)

第九條の四 販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及びその勸誘を行う者の氏名並びに商品若しくは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役務提供契約の締結について勸誘をするためのものであることを告げなければならない。

(契約を締結をしない旨の意思を表示した者に対する勸誘の禁止)

第九條の五 販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勸誘をしてはならない。

(電話勸誘販売における書面の交付)

第九條の六 販売業者又は役務提供事業者は、電話勸誘

以郵件等接受電話勸誘顧客對指定商品或指定權利之買賣契約的要約、或以郵件等接受指定服務之服務提供契約之要約時，應無遲延地依以通商產業省令所定，將載有下列事項之要約內容之書面交付予要約人。但於接受要約時，締結買賣契約或服務提供契約者，不在此限。

- 一、商品、權利之販賣價格或服務的對價
- 二、商品、權利之價金或服務之對價的支付時期及方法
- 三、商品之交付時期、權利之移轉時期或服務之提供時期
- 四、依第九條之十二第一項之關於買賣契約或服務提供契約之要約的撤回、或買賣契約或服務提供契約之解除的事項（含同條第二項至第七項規定之相關事項）
- 五、以上各款所示者外，其他以通商產業省令所定之事項

第九條之七 販賣業者或服務提供事業者有該當下列各款之一情形者，除次項之情形外，應無遲延地依以通商產業省令所定，就前條各號之事項（關於同條第四款之事項，限於有關買賣契約或服務提供契約之解除的事項），將載明買賣契約或服務提供契約內容之書面交付予購買人或接受服務提供者。

行為により、電話勸誘顧客から指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は指定役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約または役務提供契約を締結した場合においては、この限りではない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 第九條の十二第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同條第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第九條の七 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号の一に該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の次項（同條第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しな

一、進行電話勸誘行為，並以郵件等與電話勸誘顧客締結指定商品、指定權利之買賣契約或指定服務之服務提供契約者。

二、進行電話勸誘行為，並以郵件等接受電話勸誘顧客對指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約，並締結該買賣契約或服務提供契約者

②販賣業者或服務提供事業者有該當前項第二款之情形，並於締結買賣契約或服務提供契約時交付指定商品、移轉指定權利或提供指定服務，且受領指定商品、指定權利之全部價金或指定服務之全部對價者，應即時依以通商産業省令所定，將載有前條第一款之事項及同條第四款之事項中關於買賣契約或服務提供契約之解除之事項、及其他以通商産業省令所定事項之書面，交付予購買人或接受服務提供者。

(電話勸誘販賣之承諾等的通知)

第九條之八 販賣業者或服務提供事業者，就指定商品、指定權利或指定服務，先於該商品之交付、該權利之移轉或該服務之提供，受領由提出買賣契約或服務提供契約之要約者所支付之對該商品、該權利之價金或該服務之對價之全部或一部，而為電話勸誘販賣之

ければならない。

一 電話勸誘行為により、電話勸誘顧客と指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は指定役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。

二 電話勸誘行為により電話勸誘顧客から指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

②販賣業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

(電話勸誘販売における承諾等の通知)

第九條の八 販賣業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勸誘販売を

情形，於以郵件等接受對該商品、該權利或該服務之買賣契約或服務提供契約之要約，且受領該商品、該權利之價金或該服務之對價之全部或一部時，應無遲延地依以通商產業省令所定，以書面通知對該要約是否承諾之意旨（受領前已通知要約人是否承諾其要約者，其意旨）及其他以通商產業省令所定之事項。但，受領該商品、該權利之價代金或該服務之對價之全部或一部後，即無遲延地送交該商品、移轉該權利或提供該服務者，不在此限。

（禁止行為）

第九條之九 販賣業者或服務提供事業者，就電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之締結為勸誘時，或為妨害電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除，就關於該買賣契約或該服務提供契約之事項，其具有足以影響電話勸誘顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要性者，不得為不實告知之行為。

- ② 販賣業者或服務提供事業者，不得以威迫及使人為難之行為，使締結電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約，或妨害電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除。

する場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

（禁止行為）

第九條の九 販賣業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勸誘をするに際し、又は電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勸誘顧客または購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- ② 販賣業者又は役務提供事業者は、電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはなら

(指示)

第九條之十 主管機關認販賣業者或服務提供事業者違反第九條之四至前條之規定、或有下列所示行為，致有害電話勸誘販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞時，得指示該販賣業者或服務提供事業者採取必要的措施。

- 一、拒絕履行或不當遲延因電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之解除所生債務之全部或一部者。
- 二、販賣業者或服務提供事業者，就電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之締結為勸誘時，或為妨害電話勸誘販賣之買賣契約或服務提供契約之要約的撤回或解除，就關於該買賣契約或該服務提供契約之事項，其具有足以影響電話勸誘顧客或購買人或接受服務提供者之判斷的重要性者，故意不告知該事實者。
- 三、以上二款所示者外，其他以通商產業省令所定有關電話勸誘販賣之行，且其有妨害電話勸誘販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者。

ない。

(指示)

第九條の一〇 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第九條の四から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勸誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勸誘をするに際し、又は電話勸誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げる為、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勸誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、電話勸誘販売に関する行為であつて、電話勸誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

(業務之停止等)

第九條之十一 主管機關認販賣業者或服務提供事業者違反第九條之四至第九條之九之規定、或前條各款所示行為中，顯著地有害電話勸誘販賣之交易的公平及購買人或接受服務提供者利益之虞者、或販賣業者或服務提供事業者不遵從依同條規定之指示時，得以一年以內之期間為限，命販賣業者或服務提供事業者停止有關電話勸誘販賣業務之全部或一部。

② 主管機關依前項規定為命令時，必須公布其意旨。

(電話勸誘販賣之契約之要約的撤回等)

第九條之十二 販賣業者或服務提供事業者進行電話勸誘行為，以郵件等接受對指定商品（由販賣業者與購買人經相當期間交涉販賣條件者，為一般之交易型態的商品，不含於以政令所定之指定商品。於本項中，以下同。）、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約，或販賣業者或服務提供事業者進行電話勸誘行為，以郵件等與電話勸誘顧客締結指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約等情形，提出要約者、購買人或接受服務提供者（於本條中，以下稱「要約人等」），除以下所示之情形外，得以書面撤回該買賣契約或服務提供契約之要約，或解除該買賣契約或服務提供契約

(業務の停止等)

第九條の一 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第九條の四から第九條の九までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において電話勸誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、電話勸誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(電話勸誘販売における契約の申込みの撤回等)

第九條の二 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勸誘行為により電話勸誘顧客から指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勸誘行為により電話勸誘顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以

(於本條中，以下稱「要約之撤回等」)。

- 一、由要約人等受領第九條之七之書面之日(已於該日前受領第九條之六之書面者，為受領該書面之日)起算，已經過八日者。
 - 二、要約人等已受領第九條之六或第九條之七之書面時，該商品為指定商品且因使用或部分消費將有顯著地減少其價額之虞，而該以政令所定之物已被使用、或其全部或一部已被消費者。
 - 三、第九條之七第二項規定之情形，該買賣契約之指定商品或指定權利之價金、或該服務提供契約之指定服務之對價的總額，未達政令所定之金額者。
- ② 要約之撤回等，於發出關於要約之撤回等之書面時，生其效力。
 - ③ 於要約之撤回等之情形，販賣業者或服務提供事業者，不得請求因要約之撤回等所生之損害賠償或請求支付違約金。
 - ④ 於要約之撤回等之情形，買賣契約之商品已交付或權利已移轉者，其取回或返還所需之費用，由販賣業者負擔。

下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

- 一 申込者等が第九條の七の書面を受領した日(その日前に第九條の六の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過したとき。
 - 二 申込者等が第九條の六又は第九條の七の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。
 - 三 第九條の七第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- ② 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を發した時に、その効力を生ずる。
 - ③ 申込みの撤回等があつた場合においては、販賣業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
 - ④ 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販賣業者の負担とする。

- ⑤ 於服務提供契約或指定權利之買賣契約之要約之撤回等情形，即使依該服務提供契約之服務已被提供、或因該權利之行使致設施已被利用或服務已被提供，服務提供事業者或指定權利之販賣業者，不得對要約人等請求支付基於該服務提供契約所提供之服務的對價及其他金錢、或相當於因行使該權利所得利益之金錢。
- ⑥ 於服務提供契約之要約之撤回等情形，服務提供事業者就該服務提供契約已受領金錢者，應迅速返還其予要約人等。
- ⑦ 服務提供契約或指定權利之買賣契約的要約人等，就該服務提供契約或買賣契約為要約之撤回等時，因隨該服務提供契約或該指定權利提供之服務，致要約人等之土地、建物或其他工作物之現狀發生變更者，得對該服務提供事業者或該指定權利之販賣業者，請求其無償地採取為回復原狀之必要措施。
- ⑧ 違反以上各項之規定為不利於要約人等之特約，無效。

(因電話勸誘販賣之契約的解除等所生損害賠償等之金額的限制)

第九條之十三 販賣業者或服務提供事業者締結該當於第九條之七第一項各款之一的買賣契約或服務提供契約者，於該買賣契約或服務提供契約被解除時，即有損害

- ⑤ 役務提供事業者又は指定權利の販賣業者は、役務提供契約又は指定權利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該權利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金錢又は当該權利の行使により得られた利益に相当する金錢の支払を請求することができない。
- ⑥ 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金錢を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- ⑦ 役務提供契約又は指定權利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定權利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現狀が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定權利の販賣業者に対し、その現狀回復に必要な措置を無償で講ずることができ。
- ⑧ 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(電話勸誘販売における契約の解約等に伴う損害賠償等の額の制限)

第九條の一三 販売業者又は役務提供事業者は、第九條の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売

賠償額之預定或違約金之規定，不得向購買人或接受服務提供者請求支付超過合於下列各款所示情形之所定金額，及依法定利率加算之遲延損害金金額之額度的金錢。

- 一、該商品或該權利被返還之情形該商品之通常的使用費用或相當於因行使該權利所得之通常利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格扣除該商品或該權利被返還時之價額，其額度超過通常之使用費用額或相當於因行使該權利所得之通常利益之金額者，其價格之差額）。
 - 二、該商品或該權利未被返還之情形相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
 - 三、該服務提供契約之解除後於該服務開始提供之情形相當於所提供之該服務之對價的金額。
 - 四、該商品之交付、該權利之移轉或該服務之提供開始前，該契約被解除之情形為締結及履行契約之通常的必要費用。
- ②販賣業者或服務提供事業者締結該當於第九條之七第一項各款之一的買賣契約或服務提供契約者，於該買賣契約之價金或該服務提供契約之對價的全部或一部的支付義務未被履行時（不含買賣契約或服

買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に應じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を越えるときは、その額）
 - 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
 - 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- ②販売業者又は役提供事業者は、第九條の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約について

務提供契約被解除之情形)，即有損害賠償額之預定或違約金之規定，不得向購買人或接受服務提供者請求支付超過由該商品或該權利之販賣價格或相當於該服務之對價扣除已支付之該商品或該權利之價金或該服務之對價之金額，及依法定利率加算之遲延損害金金額之額度的金錢。

第五節 其他

(適用之除外)

- 第十條 下列之販賣或服務之提供該當於訪問販賣、通信販賣或電話勸誘販賣者，前三節之規定無其適用。
- 一、要約人係為營業或以營業之目的締結買賣契約或服務提供契約，或購買人、接受服務之提供者係為營業或以營業之目的締結買賣契約或服務提供契約者，其販賣或服務之提供。
 - 二、對在本國以外之人為商品、權利之販賣或服務之提供。
 - 三、中央或地方公共團體所為之販賣或服務之提供。
 - 四、以下之團體對其直接或間接的成員所為之販賣或服務之提供（該團體得使非成員利用其事業或設施者，含對利用者所為之販賣或服務之提

の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

第五節 雜 則

(適用除外)

第一〇条

- 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 一 売買契約又は役提供契約で、その申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供者を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供
 - 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供
 - 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
 - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を

供)。

- (1) 依特別法設立之公會、其聯合會及總會。
- (2) 國家公務員法(一九四七年第一百二十號法律)第一百八條之二或地方公務員法(一九四九年第二百六十一號法律)第五十二條之團體。
- (3) 工會。

五、事業者對其員工所為之販賣或服務之提供

- ② 對下列之訪問販賣，第四條至第七條之規定無其適用。
 - 一、對請求於其住居為買賣契約或服務提供契約之要約、或為買賣契約或服務提供契約之締結者，所為之訪問販賣。
 - 二、販賣業者或服務提供事業者於其營業所等以外之場所接受對指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約、或為買賣契約或服務提供契約之締結為其通例，且認其通常無損害購買人或接受服務之提供者利益之虞之交易態樣，並該當於以政令所定之訪問買賣對下列之電話勸誘販賣，
- ③ 第九條之六、第九條之七及第九條之九至前條之規定無其適用。

利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。)

- イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
- ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第一百八條の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二條の団体
- ハ 労働組合

五、事業者がその従業員に対して行う販売又は役務の提供

- ② 第四條から第七條までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
 - 一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売
 - 二 販賣業者又は役務提供事業者がその營業所等以外の場所において指定商品若しくは指定權利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態樣で政令で定めるものに該当する訪問販売
- ③ 第九條の六、第九條の七及び第九條の九から前條までの規定は、次の電話勸誘販売については、適用しない。

- 一、對為進行買賣契約或服務提供契約之要約、或為進行買賣契約或服務提供契約之締結而請求打電話者（不含因電話勸誘行為、或以政令所定行為請求打電話者），所為之電話勸誘販賣。
- 二、販賣業者或服務提供事業者進行電話勸誘行為，並以郵件等接受對指定商品、指定權利或指定服務之買賣契約或服務提供契約之要約、或以郵件等為買賣契約或服務提供契約之締結為其通例，且認其通常無損害購買人或接受服務之提供者利益之虞之交易態樣，並該當於以政令所定之電話勸誘販賣。

- ④ 分期付款販賣法（一九六一年第一百五十九號法律）第二條第一項規定之分期付款販賣、同條第二項規定之連結貸款販賣或同條第三項規定之斡旋分期付款購買之販賣（以下於本條中稱「分期付款販賣等」），其該當於訪問販賣者，第七條之規定無其適用。
- ⑤ 分期付款販賣等該當於通信販賣者，第八條及第九條之規定無其適用。
- ⑥ 分期付款販賣等該當於電話勸誘販賣者，第九條之八及前條之規定無其適用。

（訪問販賣協會）

第十條之二 以經營訪問販賣為業者，為使關於訪問販賣之交易公平化，並保護購買人及接受服務提供者之利益，

- 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勸誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に對して行う電話勸誘販売
- 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勸誘行為により指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勸誘販売

- ④ 第七条の規定は、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売（以下この条において「割賦販売等」という。）で訪問販売に該当するものについては、適用しない。
- ⑤ 第八条及び第九条の規定は、割賦販売等で通信販売に該当するものについては、適用しない。
- ⑥ 第九条の八及び前条の規定は、割賦販売等で電話勸誘販売に該当するものについては、適用しない。

（訪問販売協會）

第一〇条の二 訪問販売を業として営む者は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の

同時有助訪問販賣業之健全發展，得以經營訪問販賣為業者為會員，於其名稱中使用訪問販賣協會之字樣，設立民法(一八九六年第八十九號法律)第三十四條規定之法人。

(名稱使用之限制)

第十條之三 前條所規定之法人(以下稱「訪問販賣協會」)以外之團體，不得於其名稱中使用訪問販賣協會之字樣。

- ② 未加入訪問販賣協會者，不得於其名稱中使用訪問販賣協會會員之字樣。

(申訴的解決)

第十條之四 購買人或接受服務提供者對會員所為有關訪問販賣之業務提出申訴請求解決時，訪問販賣協會應就該諮詢提供必要之建議，調查有關該申訴之緣由，並將申訴內容通知該當會員，要求其為迅速之處理。

- ② 訪問販賣協會於解決前項所被提出之申訴時，認有必要者，得要求該當會員以文書或口頭為說明、或提出資料。
- ③ 會員無正當理由，不得拒絕訪問販賣協會依前項規定提出之要求。
- ④ 訪問販賣協會應向會員宣導依第一項所提出之申訴、與該申訴有關之情況及解決之結果。

提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的として、訪問販売を業として営む者を会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(名称の使用制限)

第一〇条の三 前条に規定する法人(以下「訪問販売協会」という。)でない者は、その名称中に訪問販売協会という文字を用いてはならない。

- ② 訪問販売協会に加入していない者は、その名称中に訪問販売協会会員という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第一〇条の四 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- ② 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- ③ 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- ④ 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周

(通信販賣協會)

第十條之五 以經營通信販賣為業者，為使關於通信販賣之交易公平化，並保護購買人及接受服務提供者之利益，同時有助通信販賣業之健全發展，得以經營通信販賣為業者為會員，於其名稱中使用通信販賣協會之字樣，設立民法第三十四條規定之法人。

(名稱使用之限制)

第十條之六 前條所規定之法人(以下稱「通信販賣協會」)以外之團體，不得於其名稱中使用通信販賣協會之字樣。

- ② 未加入通信販賣協會者，不得於其名稱中使用通信販賣協會會員之字樣。

(申訴的解決)

第十條之七 購買人或接受服務提供者對會員所為有關通信販賣之業務提出申訴請求解決時，通信販賣協會應就該諮詢提供必要之建議，調查有關該申訴之緣由，並將申訴內容通知該當會員，要求其為迅速之處理。

- ② 通信販賣協會於解決前項所被提出之申訴時，認有必要者，得要求該當會員以文書或口頭為說明、或提出資料。
- ③ 會員無正當理由，不得拒絕通信販賣協會依前項規定提出之要求。

知らせなければならない。

(通信販売協会)

第一〇条の五 通信販売を業として営む者は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売を業として営む者を会員とし、その名称中に通信販売協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(名称の使用制限)

第一〇条の六 前条に規定する法人(以下「通信販売協会」という。)でない者は、その名称中に通信販売協会という文字を用いてはならない。

- ② 通信販売協会に加入していない者は、その名称中に通信販売協会会員という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第一〇条の七 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- ② 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- ③ 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- ④通信販賣協會應向會員宣導依第一項所提出之申訴、與該申訴有關之情況及解決之結果。

第三章 多層次傳銷交易

(定義)

第十一條 本章、第二十條之二第一項及第二十一條所稱之「多層次傳銷業」，係指販賣物品(含設施之利用及接受服務之提供的權利，以下同。)或有償提供服務(含其斡旋。)之事業，其從事販賣標的物之物品(於本章，以下稱「商品」。)的再販賣(係指販賣之相對人購買商品並販賣，以下同。)、受託販賣(係指接受販賣的委託販賣商品，以下同。)或斡旋販賣者；或以得收受特定利益(係指其他為商品之再販賣、受託販賣或斡旋販賣者，或提供同種服務或斡旋服務之提供者，其所提供之交易費及其他該當於以通商產業省令所定要件之利益的全部或一部。)誘引斡旋服務之提供者，並與該者以特定負擔(商品之購入或服務之對價的支付，或交易費的提供，且其該當於以政令所定之基準。以下同。)為條件，進行有關商品之販賣或斡旋、或提供同種服務或斡旋提供服務之交易(含交易條件之變更，以下稱「多層次傳銷交易」。)者。

- ④通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第一一条

この章並びに第二十条の二第一項及び第二十一条において「連鎖販売業」とは、物品(施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。)の販売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章において「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買って受けて販売することをいう。以下同じ。)、受託販売(販売の委託を受けて商品を販売することをいう。以下同じ。)若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供(その役務と同一の種類 of 役務の提供をすることをいう。以下同じ。)若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益(その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供にあつせんをする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。)を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることを条件とするその商品の販

- ②本章、第二十條之二第一項及第二十一條所稱之「統括者」，係指實質上統括一連之多層次傳銷業者，於多層次傳銷業之商品貼附自己之商標、使他人就多層次傳銷業之服務的提供使用自己之商號或其他特定之表示、以自己之名為關於多層次傳銷業之廣告、制定關於多層次傳銷交易之約款、或繼續性的指導從事多層次傳銷業者之經營等者。
- ③本章所稱之「交易費」，無論其以交易費、加盟費、保證金或其他名義，其係為交易之時、或變更交易條件之時所提供之金錢等者，皆屬之。

(禁止行為)

第十二條 統括者、或就統括者所統括之一連的多層次傳銷業者之多層次傳銷交易使為勸誘者(以下稱「勸誘者」)，於勸誘締結多層次傳銷業之多層次傳銷交易的契約(以該多層次傳銷業之商品的販賣或其斡旋、服務之提供或其斡旋，非於店舖及其他類似之設備(以下稱「店舖等」。)所為之與個人的契約之情形為限。於本條中，以下同。)時、或為妨害該多層次傳銷業之多層次傳銷交易的契約之解除，就下列事項，不得故意不告知事實或為不實之告知。

- 売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。
- ②この章並びに第二十条の二第一項及び第二十一条において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売業に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を實質的に統括する者をいう。
- ③この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(禁止行為)

第一二条 統括者は又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖その他これに類似する設備(以下「店舖等」という。)によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一、商品(不含利用設施或接受服務之提供的權利)之種類及其性能或品質、利用設施或接受服務之提供的權利或服務的種類及有關該等內容之事項。
 - 二、該多層次傳銷交易中被列為條件之有關特定負擔之事項。
 - 三、有關該契約之解除的事項(含第十七條第一項至第三項規定之相關事項)。
 - 四、關於多層次傳銷業之特定利益的事項。
 - 五、以上各款所示者外，其他就多層次傳銷業之事項中，足以影響多層次傳銷交易之相對人的判斷之重要事項。
- ②從事多層次傳銷業者(以統括者或勸誘者以外之從事多層次傳銷業者為限。除第十四條及第十七條以外，以下同。)，就統括者所統括之一連的多層次傳銷業者之多層次傳銷交易，於勸誘契約之締結時，或為妨害多層次傳銷業者之多層次傳銷交易之契約的解除，就前項各款之事項，不得為不實之告知。
- ③統括者、勸誘者或從事多層次傳銷業者，不得威迫及使人為難之行為，使締結就統括者所統括之一連的多層次傳銷業者之多層次傳銷交易的契約，或妨害多層次傳銷業者之多層次傳銷交易之契約的解除。

- 一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
 - 二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
 - 三 当該契約の解除に関する事項(第十七条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
 - 四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- ②連鎖販売業を行う者(統括者又は勸誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る。第十四条及び第十七条を除き、以下同じ。)は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勸誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
- ③統括者、勸誘者又は連鎖販売業を行う者はその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(多層次傳銷交易之廣告)

第十三條 統括者就其統括之一連的多層次傳銷業者之多層次傳銷交易為廣告時，依以通商產業省令所定，該廣告必須載明有關多層次傳銷業之下列事項。

- 一、商品或服務之種類。
- 二、該多層次傳銷交易中被列為條件之有關特定負擔之事項。
- 三、以上二款所示者外，其他以通商產業省令所定之事項。

(多層次傳銷交易之書面的交付)

第十四條 從事多層次傳銷業者（從事多層次傳銷業者以外之人，於多層次傳銷交易中締結被定為條件之特定負擔之契約者，該人）與於多層次傳銷交易中承擔被定為條件之特定負擔者（以該多層次傳銷業之商品的販賣或其斡旋、服務之提供或其斡旋，非於店舖等所為之個人為限。），締結特定負擔之契約時，應依以通商產業省令所定，於契約締結前，交付載有該多層次傳銷業之概要的書面予該人。

- ② 從事多層次傳銷業者，於締結該多層次傳銷業之多層次傳銷交易之契約時，如其契約之相對人係非於店舖內為多層次傳銷業之商品的販賣或其斡旋、服務之提供或其斡旋之個人者，應無遲延地依以通商產業省令所定，就下列事項，將載明契約內容之書面交付予該人。

(連鎖販売取引についての広告)

第一三條 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における書面の交付)

第一四條 連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者）は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

- ② 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、

- 一、商品(不含利用設施或接受服務之提供的權利)之種類及其性能或品質、利用設施或接受服務之提供的權利或服務的種類及有關該等內容之事項。
- 二、商品之再販賣、受託販賣或販賣的斡旋，或同種服務之提供或服務之提供的斡旋之條件的相關事項。
- 三、就該多層次傳銷交易，被定為條件之特定負擔之相關事項。
- 四、關於該契約之解除的事項(含第十七條第一項至第三項規定之相關事項)。
- 五、以上各款所示者外，其他以通商產業省令所定之事項。

(指示)

第十五條 統括者違反第十二條第一項或第三項、第十三條或前條之規定、或為下列所示之行為，勸誘者違反第十二條第一項或第三項之規定、或為下列所示第二款至第四款之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞者；勸誘者違反第十二條第一項或第三項、或前條之規定、或為下列所示之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞者；或從事多層次傳銷業者違反第十二條第二項或第三項、

- 通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。
- 一、商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
 - 二、商品の再販賣、受託販賣若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項
 - 三、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項
 - 四、当該契約の解除に関する事項(第十七条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
 - 五、前各号に掲げるものほか、通商産業省令で定める事項

(指示)

第一五條

主務大臣は、統括者が第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合若しくは勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその統括者に対し、勸誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取

或前條之規定、或為下列所示之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞者；主管機關得指示統括者、勸誘者及從事多層次傳銷業者採取必要之措施。

- 一、拒絶或不當延遲因該多層次傳銷業之多層次傳銷交易的契約所生之債務、或因其解除所生之債務的全部或一部之履行者。
- 二、就統括者所統括之一連的多層次傳銷業之多層次傳銷交易，提供使人誤解其必產生利益之斷定性的判斷，以勸誘締結該多層次傳銷業之多層次傳銷交易的契約（以該多層次傳銷業之商品的販賣或其斡旋、服務之提供或其斡旋，係非於店舖等所為之與個人的契約為限）者。
- 三、對已表明不欲締結統括者所統括之一連的多層次傳銷業之多層次傳銷交易的契約之意思者，以使其為難之方法勸誘該契約之締結者。

引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその勸誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその連鎖販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが确实であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖等によらないで行う個人との契約に限る。）の締結について勸誘をすること。
- 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖等によらないで行う個人との契約に限る。）を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該契約の締結

四、以上三款所示者外，其他關於該統括者所統括之一連的多層次傳銷業之多層次傳銷交易之契約的行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞，並經通商產業省令所定者。

(多層次傳銷交易之停止等)

第十六條 統括者違反第十二條第一項或第三項、第十三條或第十四條之規定、或為前條各款所示之行為，勸誘者違反第十二條第一項或第三項之規定、或為前條第二款至第四款所示之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞，或統括者不遵依同條規定之指示者；勸誘者違反第十二條第一項或第三項或第十四條之規定、或為前條各款所示之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞，或勸誘者不遵依同條規定之指示者；或從事多層次傳銷業者違反第十二條第二項或第三項或第十四條之規定、或為前條各款所示之行為，其有害多層次傳銷交易之公平及多層次傳銷交易之相對人的利益之虞，或從事多層次傳銷業者不遵依同條規定之指示者；主管機關得以一年以內為期限，命統括者、勸誘者及從事多層次傳銷業者，就該多層次傳銷業之多層次傳銷交易，停止進行勸誘或使勸誘者為勸誘、或停止該多層次傳銷交易之全部或一部。

について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

(連鎖販売取引の停止等)

第一六条 主務大臣は、統括者が第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは第十四条の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し、若しくは前条第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、若しくは統括者が同条の規定による指示に従わないときはその統括者に対し、勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは勧誘者が同条の規定による指示に従わないときはその勧誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めると

- ② 主管機關依前項之規定為命令時，應公告其意旨。

(多層次傳銷交易之契約的解除)

第十七條 與從事多層次傳銷業者就多層次傳銷業之多層次傳銷交易締結契約之契約的相對人（以非於店舖等為多層次傳銷業之商品的販賣或斡旋、或服務之提供或斡旋之個人為限），除由受領第十四條第二項之書面之日（契約中之特定負擔係關於再販賣商品（不含利用設施及接受服務之提供的權利。於本項中，以下同。）之購入者，依契約，其該當於依第十一條第一項之政令所定之基準，最先受領該商品之交付日後於書面之受領日時，以受領交付日為準）起算已經二十日者外，得以書面解除該契約。於此情形，從事多層次傳銷業者不得請求支付因契約之解除所生之損害賠償或違約金。

- ② 前項契約之解除，以發出解除契約意旨之書面時，生其效力。

き若しくは連鎖販売業を行う者が同条の規定による指示に従わないときはその連鎖販売業を行う者に対し一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

- ② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(連鎖販売取引における契約の解除)

第一七条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舖等によらないで行う個人に限る。）は、第十四条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- ② 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

- ③ 發生第一項之契約之解除之情形時，如契約之商品已交付者，取回該商品所需之費用，由從事多層次傳銷業者負擔。
- ④ 違反前三項規定之不利於契約相對人之特約，無效。

第四章 其他規定

(非基於契約被送交之商品)

第十八條 販賣業者對接受買賣契約之要約的要約人、或締結買賣契約之購買人(於本項中，以下稱「要約人等」)以外之人，為買賣契約之要約且送交要約之商品時、或對要約人等就買賣契約之商品以外之商品為買賣契約的要約且送交該要約之商品時，由送交商品之日起算十四日內，接受該商品送交者未對該要約為承諾，且販賣業者未取回該商品時，不得請求返還該送交之商品。

- ② 對有利於接受商品之送交者，其成為商行為之買賣契約的要約時，前項之規定無其適用。

- ③ 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。
- ④ 前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

第四章 雜 則

(売買契約に基づかないで送付された商品)

第一八条 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者(以下この項において「申込者等」という。)以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日(その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日)までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

- ② 前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについて

(向主管機關之意見提出)

第十八條之二 任何人認通信販賣或電話勸誘販賣之交易、或多層次傳銷交易之公平性及購買人之利益有受損之虞時，得向主管機關提出意見，請求採取適當措施。

- ② 主管機關接獲依前項規定之意見後，應為必要之調查，如認該意見之內容屬實者，應採取基於本法之措施或其他適當之措施。

(向消費經濟審議會之諮詢)

第十九條 主管機關就第二條第四項、第六條第一項（不含第三款）、第九條之十二第一項（不含第三款）、第十條第二項第二款或第三項第二款之政令，為制定或改廢之提案時，應向消費經濟審議會諮詢。

- ② 通商產業省就第二條第一項第二款或第三項、第六條第一項第三款、第九條之十二第一項第三款、第十條第三項第一款、或第十一條第一項之政令，為制定或改廢之提案時，應向消費經濟審議會諮詢。

(經過措施)

第二十條 依本法制定或改廢命令時，伴隨該命令之制定或改廢，認必要者，得於合理之範圍內制定所須之經過措施（含關於罰則之經過措施）。

は、適用しない。

(主務大臣に対する申出)

第一八条の二 何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勸誘販売に係る取引又は連鎖販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- ② 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(消費經濟審議會への諮詢)

第一九条 主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項（第三号を除く。）、第九条の十二第一項（第三号を除く。）又は第十条第二項第二号若しくは第三項第二号の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、消費經濟審議會に諮詢しなければならない。

- ② 通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第一号又は第十一条第一項の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、消費經濟審議會に諮詢しなければならない。

(經過措置)

第二〇条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の經過措置（罰則に関する

(報告及查核)

第二十條之二 主管機關於實施本法時認有必要者，得依以政令所定，使販賣業者、服務提供事業者、統括者、勸誘者或從事多層次傳銷業者為報告，或由其職員進入販賣業者、服務提供事業者、統括者、勸誘者或從事多層次傳銷業者之店舖及其他事業所，檢查帳簿、文件及其他物件。

- ② 依前項規定為查核之職員，必須攜帶身份證明書，並提示予關係人。
- ③ 依第一項規定之查核，不得解釋為係為搜查犯罪而被認許之權限。

(主管機關)

第二十一條 本法之主管機關如下。

- 一、關於指定商品之販賣業者之事項，及關於商品之一連的多層次傳銷業之統括者、勸誘者與從事多層次傳銷業者之事項，其主管機關為通商產業省及掌管該商品之流通的機關。
- 二、關於指定權利之販賣業者之事項，及接受設施利用或服務提供之權利之一連的多層次傳銷業之統括者、勸誘者與從事多層次傳銷業者之事項，其主管機關為通商產業省及掌管從事與該權利有關之設施或服務之提供的事業之機關。

経過措置を含む。)を定めることができる。

(報告及び立入検査)

第二〇条之二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者若しくは、勸誘者若しくは連鎖販売業を行う者に対し報告をさせ、又はその職員に、販売業者、役務提供事業者若しくは、統括者、勸誘者若しくは連鎖販売業を行う者の店舖その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣)

第二一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 指定商品に係る販売業者に関する事項並びに商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勸誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
- 二 指定権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勸誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事

- 三、關於指定服務之服務提供事業者之事項，及關於服務之一連的多層次傳銷業之統括者、勸誘者與從事多層次傳銷業者之事項，其主管機關為通商產業省及掌管從事該服務提供之事業的機關。
- 四、關於依第十九條第一項之規定向消費經濟審議會為諮詢之事項，其主管機關為通商產業省及掌管該商品之流通的機關、掌管從事與該權利有關之設施或服務之提供的事業之機關、及掌管從事該服務提供之事業的機關。

(權限之委任)

第二十一條之二 依本法屬主管機關權限之事項，得依以政令所定，委付予地方分支機關主管或都道府縣之知事行使之。

第五章 罰則

第二十二條 該當於下列各款之一者，處一年以下有期徒刑或一百萬日圓以下之罰金。

- 一、違反第五條之二、第九條之九或第十二條之規定者。
- 二、違反依第五條之四第一項、第九條之三第一項、第九條之十一第一項或第十六條第一項之規定所為之命令者。

第二十二條之二 違反第十四條之規定，未交付書面、或交付未記

- 業を所管する大臣
- 三 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勸誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 四 第十九条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

(権限の委任)

第二一条の二 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第五章 罰 則

第二二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の二、第九条の九又は第十二条の規定に違反した者
- 二 第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一項又は第十六条第一項の規定による命令に違反した者

第二二条の二 第十四条の規定に違反して、書面を交付せ

載同條所規定事項之書面或含虛偽記載之書面者，處六個月以下徒刑或五十萬日圓以下之罰金。

第二十三條第一款中之「或第十四條」修改為「、第九條之六或第九條之七」，同條第二款中之「第九條之二」下加入「、第九條之十」、同條第四款中之下加入「或第九條之八」。

第二十四條中之「前三條」修改為「第二十二條至前條」。

第二十三條 該當於下列各款之一者，處五十萬日圓以下之罰金。

- 一、違反第四條、第五條或第十四條之規定，未交付書面、或交付未記載同條所規定事項之書面或含虛偽記載之書面者。
- 二、違反依第五條之三、第九條之二或第十五條之規定所為之指示者。
- 三、違反第八條之二之規定，為明顯地與事實不符之表示、或為使人誤認其顯著地優於實際之物或較實際之物有利之表示者。
- 四、違反第九條之規定未為通知者。
- 五、違反第十三條之規定未為表示者。
- 六、未依第二十條之二第一項之規定為報告、或為虛偽之報告，或拒絕、妨害、規避依同項規定之檢查者。

ず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「又は第十四条」を、「第九条の六又は第九条の七」に改め、同条第二号中「第九条の二」の下に「、第九条の十」を加え、同条第四号中「第九条」の下に「又は第九条の八」を加える。

第二十四条中「前三条」を「第二十二条から前条まで」に改める。

第二三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条、第五条又は第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 二 第五条の三、第九条の二又は第十五条の規定による指示に違反した者
- 三 第八条の二の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
- 四 第九条の規定に違反して通知しなかつた者
- 五 第十三条の規定に違反して表示しなかつた者
- 六 第二十条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

第二十四條 法人之代表人或法人，或自然人之代理人、使用人及其他之從業人員，於關於法人或自然人之業務有違反前三條規定之行為時，除處罰行為者外，對該法人或自然人處以各該條文之罰金刑。

第二十五條 違反第十條之三第一項或第十條之六第一項之規定，於其名稱中使用訪問販賣協會或通信販賣協會之字樣者，科十萬日圓以下之罰鍰。

忌避した者

第二三条の二 第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員という文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十五条 第十条の三第一項又は第十条の六第一項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会又は通信販売協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。